

平成30年4月1日、改正土壤汚染対策法が施行されました。



## ポイント

届出に併せ、土壤汚染状況調査の結果を提出できるようになりました。

届出の手續において、汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行えるよう、届出者が当該土地の土壤汚染の状況について、あらかじめ指定調査機関に調査させ、その結果を都道府県に提出することが可能となりました(法第4条第2項)。



## くわしく解説…



- 調査結果の提出にあたっては、当該土地の所有者等の全員の同意を得ることが必要です。

同意の内容は、

「当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査させて、土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出すること」  
への同意です。

- 同意は、当該届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行ってください。  
(法施行規則第25条の2)  
(※調査に係る請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類でも可。)

法第4条第1項の届出書に添付する「土地の形質の変更の実施」に対する同意書とは異なりますので注意してください。



- 結果の提出があった場合は、土壤汚染状況調査の命令(法第4条第3項)の対象となりません。  
(※ただし、調査方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、法に定める方法で調査が実施されたとはいえ、汚染のおそれの基準に該当する場合には、命令の対象となります。)

## <その他>

汚染のおそれの判断にあたっては、公的届出資料等の行政保有情報に基づき判断することが基本とされていますが、届出者が汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料を提出した場合は、従来どおり汚染のおそれの判断の際に活用させていただきます。

## <本件に関するお問い合わせ先>

静岡県西部健康福祉センター環境課

〒438-8622 磐田市見付3599-4

電話:0538-37-2250

